

## 要 旨

本稿では、公文書等の開示及び利用という領域における個人情報保護法制及び情報公開法制が規律する現用文書の段階と、公文書管理法が規律する非現用文書の段階との間の相違点、すなわち①利用制限の要否を判断するにあたって「時の経過」を考慮することとされていること、②自己情報への本人関与の範囲が制度的に狭められていることという二点を中心にして、特定歴史公文書等に記載された情報のうち、個人に関する情報、特に死者の情報の利用制限の要否の判断基準及び本人情報の利用の要件について、判例・学説・審査会の答申・地方公共団体の基準等の検討を通じて考察した。

第1章では、特定歴史公文書等に記載された死者の情報を、「時の経過」を考慮して利用制限するか否か判断する際の判断基準について考察した。学説や判例を分析し、死者の情報を公にすることによる権利侵害について検討し、死者の情報を公にすることが同時に遺族固有の権利をも侵害する場合、あるいは遺族の死者に対する敬愛追慕の情等を侵害する場合には、利用制限を要するという結論を得た。

前者の場合については、当該遺族のライフステージに応じて利用制限の要否を判断することとなる。一方で、後者の遺族の死者に対する敬愛追慕の情について、国立公文書館で利用制限の要否を判断する際には、必ずしも考慮されてこなかった。そこで、死者の写真を具体的な事例として検討し、遺族の死者に対する敬愛追慕の情に配慮して利用制限の要否を判断する際の利用制限する情報の範囲及び利用制限の年限について考察した。

第2章では、特定歴史公文書等に記載された死者の情報を、遺族等が本人の情報として利用するための要件について考察した。国立公文書館では、本人情報の利用請求権者を文字通りの「本人」に形式的に限定しているが、現時点での日本の判例では、親権者であった、あるいは相続人であるという死者との関係を介して、社会通念上、死者の情報であると同時に、請求者固有の情報でもあり認められる場合に、開示請求権を認めることが通例となっていることを明らかにした。

次いで、都道府県の個人情報保護条例等で、どのような範囲で死者の情報を同時に生存する請求者固有の情報とみなしているのかということについて比較検討し、一定の遺族に対して無条件に全ての死者の情報の利用を認めるのではなく、開示請求者を死者との関係に応じて限定し、各請求者が利用できる情報を典型的に定めることが適切であるという結論を得た。そして地方公共団体の個人情報保護条例等の規定を参考にして、特定歴史公文書等の性格に則して、国立公文書館で死者の情報を遺族等が利用するための具体的な要件を、類型化して試行的に示した。